

質問回答書

No.	質問事項	回 答
1	本業務の選定における、プレゼンテーション（企画提案）の評価基準および配点の内訳についてご教示いただけますでしょうか。また、見積価格（価格点）の評価方法（算出式）および技術点との配点比率についても、開示可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	実施要領6（4）のとおり、評価基準、配点の内訳、見積価格の評価方法及び技術点との配点比率につきましては、公表しておりません。
2	プレゼンテーションの出席方法について質問いたします。受託候補者選定委員会（プレゼンテーション）への出席にあたり、オンライン会議システム等を利用したリモート（遠隔）での参加は可能でしょうか。	可とします。 ただし、プレゼンテーションへの出席人数は、現地参加とリモート参加を合わせて1参加者あたり3名以内とします。 また、会場にはリモート参加に係るモニター及びHDMI ケーブルは準備いたしますが、パソコンはご用意ください。
3	業務の一部について、外部の専門業者へ再委託することは認められますでしょうか。再委託の可否、および手続き上の留意点についてご教示いただけますと幸いです。	可とします。 なお、実施要領3に記載のとおり、再委託先の事業者につきましても参加資格の要件を満たす必要があります。
4	<仕様書 3 履行期間>履行期間が「令和9年3月31日まで」とありますが、本業務が対象とする「カイロスロケット打上げ」は、この期間内に計画・実施される特定の1機（4号機）	4号機の打上げのみ対象です。

	のみを指すのでしょうか。あるいは、期間内に発生する可能性のあるすべての打上げ（複数回、およびその順延分）を対象としているのか、具体的な想定回数や機体数をご教示ください。	
5	＜仕様書 3 履行期間＞打ち上げが延期等で当初予定の履行期間内に完了せず、期間外へ延期となった場合の契約上の手続きについてご教示ください。	履行期間外に延期となった場合は、履行期間の延長に係る変更契約を締結する予定です。
6	＜仕様書 6 業務内容(2)両町共通事項(ア)(イ)＞専用ホームページと記載があるが、当該ホームページの運営にあたり、受託者が新規にサイトを立ち上げる、または大幅なシステム改修を行う必要はなく、既存のホームページに情報を掲載・運用するのみと勘案してよろしいでしょうか。受託範囲の詳細についてご教示ください。	見学場参加チケットの販売や申込みフォーム等に係る Web ページは、作成していただく必要がありますが、新規サイトを開設するか既存サイトを活用するか等、具体的な手法については、ご提案をお願いいたします。
7	＜仕様書 6 業務内容(3)(4)の各(イ)＞「住民・関係団体説明業務」について、適正な人員配置および見積（積算）を行うため、以下の点についてご教示いただけますでしょうか。 ・過去に実施された住民説明会の実績（開催回数、および1回あたりの平均参加人数） ・本業務において想定される主要な「関係団体」の名称、または対象範囲（例：〇〇協議会、近隣の商業組合など）	【串本町】 住民説明会（令和5～7年度）：3回（1地区） 1回あたりの参加人数：約30～50人 想定される関係団体：漁業協同組合 ※串本町における住民説明会への受託者の参加は不要ですが、関係団体への説明（2回）は必要となります。 【那智勝浦町】 住民説明会（令和5～7年度）：6回（2地区）

		1 回あたりの参加人数：約 2 0 ～ 3 0 人 想定される関係団体：特にございません。
8	<仕様書 6 業務内容 (3) (4) の各(エ)> 打上げ延期（順延）に伴う対応限界と追加費用の精算方法について 仕様書 7(3)に「延期日程における費用については、両町と協議のうえ、決定する」とありますが、直前延期によって資材の再調達・再設営や人件費が重複して発生した場合、これらの増加した原価（実費）は、当初委託契約額とは「別枠」で全額精算（町側からの追加支払）される認識で相違ないでしょうか。	当初委託契約額とは「別枠」で全額精算することを前提とはしておりません。 本業務の予算上限額には、打上げ予定日から延期した場合（1 回分）の費用も含まれております。そのため、原則として契約金額の範囲内で業務を遂行していただきますが、想定外の事態等によりやむを得ず追加費用が発生した場合は、事前に各町と協議のうえ決定することとします。
9	<仕様書 6 業務内容 (3) (4) の各(エ)> 打上げ延期（順延）に伴う対応限界と追加費用の精算方法について 打上げ延期が複数回にわたる場合、または当初予定日が履行期間（令和 9 年 3 月 31 日）の直前で、順延先が契約期間外になってしまう場合、受託事業者の対応義務（契約履行範囲）はどこまでとなりますでしょうか。	受託事業者の対応義務は、当該打上げが終了するまでとします。 なお、延期により履行期間（令和 9 年 3 月 31 日）を超える場合につきましては、No.5 にて回答しているとおり、変更契約により対応する予定です。
10	<仕様書 6 業務内容(3) (4) の各イ ツアー造成業務> 受託事業者が自ら及び協力事業者が企画・販売する「ツアー商品」について質問です。 1. ツアーの販売総額（バス代、宿泊代、旅行企画手配料等を含むパッケージ価格）は、7(1)の「運営協力金等」に含まれるの	1. ツアーの販売総額は、「運営協力金等」に含まれません。 2. お見込みのとおりです。

	でしょうか。 2. 旅行商品全体の売上は「別会計（受託事業者の旅行業としての収入）」とし、そこから見学場に入場するために支払う「見学場チケット（運営協力金）の相当額」のみを「運営協力金等（見学場等の料金）」として精算に回す、という解釈で相違ないでしょうか。	
1 1	<仕様書 7 料金設定(1)(4)(5)>収支の精算方法および予算（原価）超過時の取り扱い、協賛金活用について 運営協力金（入場料等収入）と見学場運営費用の差額を精算（補填・返還）する旨が記載されています。ここで言う「見学場運営費用」とは、当初プロポーザルで提案し契約した「委託上限額（予算）」を指すのでしょうか。それとも、実際に発生した「実際の支出原価（実績）」を指すのでしょうか。 仮に、想定外の事態（安全対策の強化や資材高騰など）で「実際の支出原価（実績）」が当初の契約上限額を上回って赤字（原価割れ）となった場合、その超過分も 7(4)に基づき町側から全額補填される認識でよろしいでしょうか。	「見学場運営費用」とは、本業務の実施において実際に発生した支出原価（実績額）を指します。 また、超過分の全額補填を前提とはしておりません。基本的には当初の契約金額を上限として業務を遂行していただきますが、想定外の事態等によりやむを得ず追加費用が発生した場合は、事前に各町と協議のうえ決定することとします。
1 2	<仕様書 7 料金設定(1)(4)(5)>収支の精算方法および予算（原価）超過時の取り扱い、協賛金活用について 「企業協賛金等の不確定な収入は料金設定に組み込まない」とあります。これは「入場料（運営協力金）を安く見せるため	可とします。 ただし、本業務を対象として集められる協賛金であるため、すべてを受託者の収入とするのではなく、町への還元（納付や町負担費用の縮減等）を含めた取り扱いとします。

	の財源として協賛金をあてにしてはならない」という意味だと解釈しますが、「当初予算とは別に、事業者側の自主的な努力で協賛金や民間出資を獲得し、それらを原資として、当初予算を上回る規模（より魅力的なイベント等の追加実施）の事業計画を立案・実行すること」は可能でしょうか。その際、獲得した協賛金等の扱いはどのようになりますでしょうか。	また、協賛金を活用した追加企画の内容や町へ還元するための方法に加え、想定される協賛金収入及び追加企画等の支出に係る内訳をご提案いただきますようお願いいたします。 （※事業完了時の精算においても、当該収支に関する詳細な内訳書を提出していただきます。）
1 3	<仕様書 7 料金設定> 「運営協力金等」における「等」が指す対象範囲について「見学場等の料金（以下『運営協力金等』という。）」とありますが、この「等」には、一般の見学場入場チケット代金（運営協力金）のほかに、具体的にどのような料金が含まれる想定でしょうか。（例：旧浦神小学校の屋上を活用した「特別プラン」の料金、見学場内の露店・グッズ出店者から徴収する「出店料（出店協賛金）」、その他物販収入、独自イベント参加料など）	「運営協力金等」には、ご質問に例示いただいた旧浦神小学校の屋上を活用した特別プランの料金や、出店者から徴収する出店料（徴収する場合）などが含まれます。
1 4	<実施要項 3 参加資格> 共同事業体（コンソーシアム）ではなく、業務の一部を再委託する場合も、再委託先含めて同様に入札参加資格が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
1 5	イベントの企画内容にあたり、ステージ規模や付帯設備、ガス	各町と協議のうえ、契約金額の範囲内で実施できる最適な企

	トの招致などに関する制限や制約事項はございますでしょうか。	画をご提案ください。
--	-------------------------------	------------